

事業の用に供する施設の概要

事業計画の概要	<p>廃電化製品、廃OA機器、廃自販機、建設廃材等の運搬及び処分を行う。 排出先での収集は、先方でのリフトや重機又は自社のヒアブ車にて行う。</p>						
	<p>収集運搬業務、処分業務の受託にあたっては、事前に排出事業者より産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び取扱上の注意事項を文書にて確認し、排出事業者と委託契約を締結する</p>						
	<p>収集運搬業務における種類ごとの予定計画数量(t/月)は、金属くず(200)、廃プラスチック類(100)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(100)、木くず(10)、がれき類(10)、紙くず(1)、繊維くず(1)、ゴムくず(1)、廃油(1)、汚泥(1)、燃殻(1)、ばいじん(1)、鉱さい(1)、廃酸(3)、廃アルカリ(3)、廃石綿(1)(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む)</p>						
運搬車両	車種	車両番号	積載能力	所有区分	車庫の設置場所		
別紙「事業の用に供する施設及び設備の概要」とおり							
運搬容器	産業廃棄物の種類			構造	形状	容量	備考
	<p>廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物)、燃え殻、汚泥、廃油、ばいじん、廃酸、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等含む)</p>			<p>金属製又はプラ製 ドラム缶、フレコン、 パツカン、ダンボール</p>	<p>円筒状、 袋状、 箱状</p>	<p>200リットル～ 2.4m³</p>	<p>ドラム缶は 密閉蓋つき 他はシート掛け</p>
産業廃棄物の飛散及び流出の防止措置	<p>廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物)、燃え殻、汚泥、廃油、ばいじん、廃酸、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等含む)の運搬は、金属製ドラム缶又はプラスチック製ドラム缶に封入、またフレコン、パツカン、ダンボールに入れてシート掛けをして運搬、保管する。 その他の産業廃棄物の運搬は、フレコンバッグへ積み込み又は荷台にシートを掛けて飛散流出を防止する。</p>						
産業廃棄物の悪臭漏洩の防止措置	<p>燃え殻、汚泥、廃油、ばいじん、廃酸、廃アルカリの運搬及び保管は、ドラム缶に封入して運搬及び保管するため、悪臭の漏洩はない。 その他の産業廃棄物から悪臭は発生しない。</p>						
保管施設の概要	設置場所	保管する産業廃棄物の種類	構造	保管面積	保管上限	保管方法	
	岡山工場① 岡山市北区下中野 417番1の一部	燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず、がれき類、ばいじん以上13種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む)	鉄骨造り、 床面:コンクリート、 屋根あり	231.245m ²	10.8t	専用のフレコン・ドラム缶・パツカンにて保管する。 汚泥・廃油・廃アルカリについては鉄製又は樹脂製のドラム缶で密閉して保管する。	
	岡山工場② 岡山市北区下中野 417番1の一部及び 416番1の一部	燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず、がれき類、ばいじん以上13種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む)	鉄骨造り、 床面:コンクリート、 屋根あり	518m ²	24.1t	専用のフレコン・ドラム缶・パツカンにて保管する。 汚泥・廃油・廃アルカリについては鉄製又は樹脂製のドラム缶で密閉して保管する。	
	岡山工場③ 岡山市北区下中野 414番の一部	廃プラ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず以上3種類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)(自動車等破砕物を除く)	床面:アスファルト、 金属製パレット	146.25m ²	146.4m ³	専用のパレットにて保管する。	
	港工場① 岡山市中区新築港 1番22の一部	廃プラ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず以上3種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)	鉄骨造り、 床面:コンクリート	2.4m ²	4.8m ³	専用のフレコン・ドラム缶・パツカンにて保管する。	
	港工場② 岡山市中区新築港 1番22の一部	燃え殻、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず、がれき類、ばいじん 以上10種類(石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物を含む)(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く)	鉄骨造り、 床面:コンクリート、 屋根あり	24.75m ²	23.6m ³	専用のフレコン・ドラム缶・パツカンにて保管する。	
	港工場③ 岡山市中区新築港 1番22の一部	汚泥、廃油、廃アルカリ 以上3種類(水銀使用製品産業廃棄物を除く)(水銀含有ばいじん等を含む)	鉄骨造り、 床面:コンクリート、 屋根あり	7.8m ²	1.6m ³	鉄製及び樹脂製のドラム缶にて保管する。	
	東岡山営業所① 岡山市東区寺山 33番1の一部	紙くず、木くず 以上2種類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く)	鉄骨造り、 床面:コンクリート、 屋根あり	25m ²	27.3m ³	パツカンによる保管。	
	東岡山営業所② 岡山市東区寺山 33番1の一部	燃え殻、廃油、廃アルカリ、ばいじん 以上4種類(水銀使用製品産業廃棄物を除く)(水銀含有ばいじん等を含む)	鉄骨造り、 床面:コンクリート、 屋根あり	32m ²	4.8m ³	廃油・廃アルカリは鉄製又は樹脂製のドラム缶で密閉して保管する。燃え殻・ばいじんはフレコンで保管する。	

東岡山営業所③ 岡山市東区寺山 33番1の一部	廃プラ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く)・陶磁器くず 以上3種類(石綿含有産業廃棄物を除く)(自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)	鉄骨造り、 床面:コンクリート	260㎡	21t	専用のフレコン・ドラム缶・バツカンにて保管する。
東岡山営業所④ 岡山市東区寺山 33番1の一部	紙くず、木くず 以上2種類 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く)	鉄骨造り、 床面:コンクリート、 屋根あり	22.12㎡	24.3㎡	屋根下保管
御津工場 岡山市北区御津高津 120番13の一部	廃プラ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・ コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず 以上4種類(石綿含有産業廃棄物を除く) (自動車等破砕物及び水銀使用製品 産業廃棄物を含む)	鉄骨造り、 床面:コンクリート、 屋根あり	140㎡	224㎡	専用のフレコン・ドラム缶・バツカンにて保管する。
御津第二工場 岡山市北区御津高津 120番12の一部	廃プラ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く)・陶磁器くず 以上3種類(石綿含有産業廃棄物及び 水銀使用製品産業廃棄物を含む) (自動車等破砕物を除く)	鉄骨造り、 床面:コンクリート、 建屋内	700㎡	916.6㎡	屋根下保管
倉敷市水島西通 1丁目1920	(イ)廃プラ、金属くず、ガラスくず・コンクリート くず(がれき類を除く)・陶磁器くず 以上3種類(石綿含有産業廃棄物及び 水銀使用製品産業廃棄物を含む) (自動車等破砕物を除く) (ロ)木くず	鉄骨造り、 床面:コンクリート、 (イ)(ロ)屋根あり	(イ)25㎡ (ロ)14.95㎡	(イ)4.6t (ロ)2.3t	(イ)(ロ)屋根下保管、 一部フレコン、バツカン、タンホール ドラム缶
倉敷市水島西通 1丁目1920	廃石綿、廃酸、廃アルカリ	鉄骨造り、 床面:コンクリート、 屋根あり	25㎡	1.63t	屋根下保管、一部バツカン、 廃酸、廃アルカリは バッテリー封入のみ
米子市旗ヶ崎2315番地、 2316番地	(1)金属くず (2)廃プラ、ガラスコンクリート陶磁器くず、 金属くず[水銀含有産業廃棄物を含む] (3)木くず、ゴムくず、がれき類 (4)廃プラ、ガラスコンクリート陶磁器くず、 金属くず、木くず、ゴムくず、がれき類 [いずれも石綿含有産業廃棄物を含む] (5)紙くず	鉄骨造り、 床面:コンクリート、 屋根あり	(1)218㎡ (2)25.38㎡ (3)8.4㎡ (4)3.63㎡ (5)3.63㎡	(1)521㎡ (2)91.368㎡ (3)8.316㎡ (4)7.26㎡ (5)3.63㎡	屋根下保管、 一部フレコン、バツカン、タンホール ドラム缶
米子市旗ヶ崎2315番地	廃酸	鉄骨造り、 床面:コンクリート、 屋根あり	1.8㎡	0.36㎡	屋根下バツカン保管、 (バッテリー封入のみ)
周囲の囲い及び表示	種類別に囲いを設け、入口の見やすい位置に産業廃棄物の保管場所である旨の表示を行う。				
産業廃棄物の地下 浸透の防止位置	保管施設の床面はコンクリート舗装にて保管する。				
ねずみ・衛生害虫の 発生防止措置	保管する産業廃棄物から衛生害虫等が発生するおそれはないが、万一発生した場合は、薬剤 散布を行う等の適切な措置を講じる。				
処理業務の管理	運搬に際しての飛散、流水防止の対策の強化、保管においては指定場所へ置き、早期処理を行う。				
施設の運営方法	車両については、始業前の点検、整備を徹底し保管施設には公害防止対策を講じる。				
維持管理の方法	車両、シートの点検と地下浸透、悪臭の確認及び毎日のパトロールを励行する。				